

## 滋賀県物品・役務電子調達システムにおける電子証明書（ＩＣカード）の要否

### 電子証明書（ＩＣカード）を使用する場面

物品・役務電子調達システムで電子証明書（ＩＣカード）を使用する場面は、次のとおりです。

	一般競争 入札	指名競争 入札	オープン カウンタ	指名見積 合せ
入札情報サービスの閲覧	不要			
案件の閲覧（ログイン後）	不要	不要	不要	不要
同等品の事前申請	不要	不要	不要	不要
入札参加資格の事前確認	必要			
入札書（見積書）の提出	必要	必要	不要	不要
開札結果の確認	不要	不要	不要	不要
開札結果通知書の確認	必要	必要	不要	不要

- ・ 入札（一般競争入札、指名競争入札）案件で、電子証明書を使用します。なお、紙の入札書での応札を認めることとしている案件では、電子証明書がなくても入札等は可能です。
- ・ 随意契約案件（公募型見積合せ（オープンカウンタ）、指名見積合せ）では、電子証明書は使用しません。
- ・ 役務・委託案件では、「同等品の事前申請」の機能はありません。